

主要海運国における国内法の定め・改正の動き

国名	対象法令	概要
米国 (NY州)	UCC § 7-106, 501 等	電子船荷証券の支配を有する者が、電子船荷証券の所持人であり、支配が移転することにより、電子船荷証券の譲渡が可能。
韓国	韓国商法第 5 編 第 862 条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送人は、荷送人又は傭船者の同意を得て、法務部長官が指定する登録機関に登録する方式で電子船荷証券を発行し、当該登録機関を通じて譲受人に送信することによって裏書譲渡することができる。 ・ 電子船荷証券の登録機関の指定要件、発行及び裏書の電子的な方式、運送品の具体的な受取手続その他の必要な事項は、大統領令において定める。 <p>⇒ 電子船荷証券の規定の施行に関する大統領令は 2008 年に成立した。Korean Trade Network(KTNET)が登録機関に指定され、2009 年 3 月 30 日より運用されている。</p>
シンガポール	Electronic Transactions Act Part II A (2021 年 新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船荷証券のみならず、信用状についても、電子移転可能記録として規律されている。 ・ 内容は、UNCITRAL の MLETR に倣っている。 ・ 政府は、電子移転可能記録の運用に係るシステム会社の登録・許認可制度の策定、指示・監督が可能である。
英国	Carriage of Goods Act1992 第 1 条第 5 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、規則により、Carriage of Goods Act が適用される文書の発行、当該文書の裏書き、交付その他の移転、当該文書に関連するその他の行為に対応する取引を行うために電気通信システム又はその他の情報技術が使用される場合に、Carriage of Goods Act の適用について規定することができる。 <p>⇒ <u>現時点で省令等は制定されていない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イギリス法律委員会(Law Commission)は、政府の要請により、貿易書類(船荷証券・信用状を含む)の電子化について検討しており、2021 年春に法律案をパブリックコメントにかけるとのこと。
ドイツ	ドイツ商法第 5 編第 516 条第 2 項、第 3 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船荷証券と同様の機能を有する電子記録は、記録の真正性と完全性が維持され続けることが保証されている限りにおいて、船荷証券と同一の効力を有する。 ・ 連邦法務省は、連邦内務省と協力し、電子船荷証券の発行、提示、返還及び譲渡の細目並びに電子船荷証券への事後的な記載手続の細目を規律する権限を有する。 <p>⇒ <u>現時点で省令等は制定されていない。</u></p>